

令和7年10月21日
教育委員会事務局
庶務課
教育人事・指導課

杉並区いじめの防止等に関する条例の制定等について

区におけるいじめ問題は、近年、多様化、複雑化し、かつ件数も増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、今後の区におけるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等に関する条例の制定に向けた検討を進めてきました。

昨年度、区立学校の児童生徒や保護者へのWEBアンケート、PTA団体との意見交換等を実施し、いじめ問題・いじめ対策に関して様々なご意見を伺いながら検討を行った結果、令和7年第1回区議会定例会において「杉並区いじめの防止等に関する条例」が制定されました（令和7年4月1日施行）。

今年度は、条例の制定を契機として、子どもの権利といじめをテーマとした「子どもワークショップ」を開催したほか、新たに、弁護士と連携したいじめに関する授業を実施したり、毎月のいじめの発生件数を報告したりする取組を実施し、いじめの未然防止・早期発見に努めています。

＜条例の概要＞

1 目的及び定義（第1条及び第2条）

2 基本理念（第3条）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこと等とします。

3 いじめの禁止等（第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならないこと等とします。

4 責務等（第5条から第9条まで）

区、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務、区民等及び関係機関の役割を定めます。

5 財政上の措置等（第10条）

区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとします。

6 杉並区いじめ防止対策推進基本方針等（第 11 条から第 13 条まで）

区は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、杉並区いじめ防止対策推進基本方針を定めること等とします。

7 杉並区いじめ問題対策委員会（第 14 条から第 21 条まで）

杉並区いじめ問題対策委員会を設置し、その所掌事項、組織、会長、会議、部会、委員等の除斥及び守秘義務等について定めます。

8 学校いじめ対策委員会（第 22 条）

区立学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策委員会を置くものとします。

9 いじめの防止等に関する措置（第 23 条から第 27 条まで）

いじめの防止のための措置、いじめの早期発見のための措置、いじめに対する措置、区立学校以外の学校への協力要請及び啓発活動について定めます。

10 重大事態への対処（第 28 条）

区立学校は、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を区長に報告するとともに、教育委員会は、対策委員会に事実関係を明確にするための調査を行わせること等とします。

11 杉並区いじめ問題調査委員会（第 29 条から第 32 条まで）

杉並区いじめ問題調査委員会を設置し、その所掌事項、組織及び会議の非公開等について定めます。

12 再発防止のための措置（第 33 条）

区長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

<いじめの防止等に関する令和 7 年度の主な取組>

1 区における取組

(1) 「杉並区いじめの防止等に関する条例」の普及啓発（新規）

子どもの権利といじめをテーマとした「子どもワークショップ」を全 5 回開催しました。そこで表明された子どもたちの意見や思いも踏まえて、条例の基本理念等に関する普及啓発を行っていきます。

(2) 学校問題対応支援系の設置（新規）

「教育 S A T」（スクール・アシスト・チーム）に新たに心理士等の職員を加えることにより、生活指導に関わる諸課題を含め、学校だけでは解決が難しい事案について、専門的

な意見を交えながら支援を行っていく「学校問題対応支援係」として体制を強化しました。

(3) いじめ重大事態の調査審議体制の整備・強化（新規）

教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」の下に、いじめ重大事態の調査を行うための部会を新たに設置するなど、調査審議体制を強化しました。

また、区長の附属機関として「杉並区いじめ問題調査委員会」を新たに設置し、区長が必要と認めた場合には、いじめ問題対策委員会が調査した結果について、いじめ問題調査委員会が再調査を行うこととします。

2 学校・教職員に関わる取組

(1) 弁護士の派遣によるいじめに関する授業の実施（新規）

児童・生徒一人ひとりがいじめ問題に対して主体的に関われるようにすることを目的として、小学校4年生及び中学校1年生を対象に、弁護士会と連携したいじめに関する授業を実施しています。

(2) アンケートツールの活用（拡充）

いじめの未然防止のため、希望する学校において、学級の状況を把握するためのWEBアンケートツールの活用を進めています。また、校内におけるWEBアンケートツール活用のための研修も実施しています。

(3) 教員の職層に応じたいじめに関する研修の実施（拡充）

いじめ対応の一層の充実に向け、若手教員・主幹教諭・副校長・校長などの教員の職層に応じたいじめに関する研修を実施するとともに、一般教員向けに研修動画を配信しています。

(4) 毎月のいじめの発生件数の報告（新規）

学校は、毎月、いじめの発生件数を学校問題対応支援係に報告しています。また、学校が、重大性があると判断した事案については、学校問題対応支援係が具体的な内容を聞き取るとともに、学校を訪問して助言・支援を行い、いじめの早期発見・早期対応に努めています。

(5) 教職員向けいじめ対応リーフレットの配布（新規）

いじめ対応のフローをまとめたデジタルリーフレットを作成し、学校において教職員が日常的に活用できるよう全区立学校教職員向けに配布しました。